

第三十四回
國會參議院內閣委員會會議錄第二十七號

昭和三十五年五月十七日(火曜日)午前
十時五十八分開会

出席者は左の通り。

理事

委四

委員会を開会いたしました。
去る四月十九日衆議院に提出され、
五月十三日衆議院本会議において可決
され、即ち日本院に送付されて本委員会に
付託されました外務省設置法の一部を
改正する法律案を議題といたします。
政府から提案理由の説明を聴取いた
します。

○國務大臣（藤山愛一郎君） 外務省設
置法の一部を改正する法律案の提案理
由を御説明いたします。

今般の改正は、外務省設置法の一部
を改正いたしまして、新たに外務審議
官一人を置き、外務省の所掌事務の一
部を総括整理せしめようとするもので
あります。

御承知の通り、戦後の外交關係は、
政治、經濟、文化、科学等の面において、
ますます複雜かつ専門化するど
もに、國際連合を初め國際機関の數も
増加し、これら國際機関の開催にかかる
あらゆる國際行政面にわたる會議へ
の出席等により、外務省の事務は画期的
に増加いたしました。また、一方新
興独立國の増加に伴い、在京公館長の

部の決裁によらざるを得ないのであります。
従いまして、これらの重要な事務を新たに設けます外務審議官に分掌せしめて、外交事務の円滑な運営を期するため、本法律案を提案する次第であります。
何とぞ本案につきまして、慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。
○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を続行いたします。政府側出席の方々は、橋本運輸大臣、細田運輸大臣官房長、朝田海運局長、橋本運輸省自動車局業務部長等の方々であります。御質疑のおありの方々は、順次御発言を願います。

○伊藤頭道君 大臣に、先般鉄道審議会で建設線の決定されました燐懸線について一、二お伺いしたいと思いますが、これは鉄道審議会で、いわゆる建

○政府委員(細田吉蔵君) 鉄道建設審議会におきまして、これは法律上きまつた手続ではございませんが、最近慣習のようになつております建設線を取り上げます順序は、最初に、かくかくの線について調査すべしという、調査することが適当であるという答申なり建議なりをいただきました。これを最近では通称調査線と称しております。で、その調査線に入りましたものは、必ず全部建設するという前提ではございませんけれども、まあ、現実に建設するという前提で最終的な調査をするというのが、いわゆる調査線と称しておるものでございまして、三十四年度に、調査線のうちから十一線の建設をするということになつたのでございまして、その調査線の時代には、これらは現実の設計、測量までは入りませぬが、建設線になりましてから設計、測量に入るわけでございます。ただいざ先生から御質問のありましたのは、

卷之三

接受、応待等の事務も最近とみに増加傾向を示しております。

加
設線に編入されたと思うのですが、そ
うなりますと、さつそく国鉄としてお

• 8 •

具体的な線のお話しさざいましょうか、どうですかわかりませんが、この十二線の中の線といたしますと、これは三十五年度が初年度でございますので、いわゆる設計、測量の費用をそつければよろしいのでございまして、大体一線、一千万円から一千五百万円見当の金をもつて具体的に設計、測量をいたしまして、線路の中心ぐいを打つというところまでやるわけでございまして、そりいたしまして、次年度から本格的な工事にかかる、こういう形になつておりますと、今度の十一線につきましては、本年度から本格的な工事にはかからない、大体そういうことになつておる次第でございます。個々の線につきまして、具体的にどうであるかということにつきましては、調査いたしますれば、いつでもお答えできる状態でございます。

と、こう いう面に即応する輸送力の増強をはかるというか、県民の産業、文化、あらゆる方面に相当響いてくるので、従つて、地元民も県民ももう相当長い間期待してきたわけあります。この面に期待し得るより早急に実現しないのか、こう いう点を一つこの際確認しておきたいと思うわけです。

○國務大臣(橋橋渡君) 嫦恋線につきましては、ただいま御指摘のような地方開発のための重要な線でありますので、かねて私のところにも地元から多數陳情が見えておりまして、まだ、あれを建設線にする場合も、私も相当助言もし、骨を折った関係もありますので、ただいまおっしゃいました点を十分に考えまして、できるだけ努力いたしたい、こう いうように考えます。

○横川正市君 先般の質疑について、大臣に二、三だけ確認しておいていただきたいと思うのですが、戦時中の徵用船舶に対する補償問題であります。が、この補償については保険によつて補償されることになつておつたんですねが、終戦のために戦時補償特別措置法の施行によりまして、戦時補償特別税が課せられ、結果的にはこれは国はほとんどこの補償をしないままで済まされるという結果になつたわけあります。そういう結果から、戦時補償請求権は船舶だけでなしに、全体的な問題としてこれは打ち切りになつているというものが、私は現状だと思います。その当時の大臣ではないのであります

が、大体考え方としては、補償といふ問題についてのいろいろな理由はあります。ただいまおっしゃいましたが、たとえば正

的には先般、繪理は次善的な意味でやつたとか、あるいは社会保障的な意味で、償いの意味でやつたとか、いろいろ補償はあるけれども、そういうふうな各種の補償についての心がまさといふものはあると思うのですが、この戦時補償の打ち切りを行なって、徵用船並びにこれに対する施設に対する、国が一切これはかかわりないことにしたという、その根本的な理由についてこの際一つはつきりお伺いしておきたいと思うのです。

○國務大臣（猪橋渡君）　ただいま御指摘のありました戦時徵用した民間の船を国家が戦争目的のために使って、これを沈めておきながら、なぜあの補償を与えておらない、ということは、今御指摘の通りであります。私は当時関係の大臣ではありませんから何ですが、当時私が内閣書記官長をしておりました当時、マッカーサーのとりました政策等から推測いたしますと、やはり日本の経済的な国際的発展力というものを減殺といいますか、日本のやはり一つの復興といふものに対して、当時の政策からいきますれば、なるべくこれを抑える、従つて、一つの分断政策といいますか、経済の成長、発展を分断するというような一つの政策がすべての点にじみ出て、それがいろいろと今日の常識をもつてすれば了解がたいうようなことが行なわれておったことは、御存じの通りであります。おそらくこの戦時補償の問題も、今の金額にしますれば、当時の二十五億、しからば二百倍にしても五千億、評価によつては七千億くらいのものをつまり打ち切つてそのまま顧みないといふよ

うな段階になつておるのであります。が、これは基本的に考えれば一つの大きな私はやはり社会問題だと思うので、むしろ自主的な当時の立場からそういう措置を日本再建の上にとつたといえは何おかしいんやありまするけれども、むしろ、その当時の他動的な占領治下における政策的なものによつて、これが犠牲になつておると思うのあります。なお詳細なことにつきましては、朝田海運局長から答弁しますが、私はそういう考え方を持っております。

て、このためにやはりこの海運が復興することにつきまして非常に困難性等を持つておる点を考えて、その結果から起つておる現実について、いろいろと海運政策を立てて、利子補給といふ問題は、国際的海運の競争的なものが國の態勢をここで整えるという建前から、列国がとつておる海運の保護政策について、わが方としてはやはり貨運特の上からいつても、ああいう政策をとらざるを得ないという建前をとつておりますけれども、一面また、潜在的な一つの意識としては、戦時補償等の打ち切りをやつたために、ゼロから負債を持って非常に出発しておる。その負債が、御存じのように、九分五厘の市中銀行、あるいは六分五厘の開発銀行の利子、しかるに外国は戦時補償を全部払つて、しかも金利の点からいえば三分五厘をもつて国際競争に臨ませるといふよろな非常なハンディキャップがあるのでありますから、従て日本の立場を海運政策として半ば十分に国際競争にたえ得るような体質の改善をしなきゃならぬということでするように、一つの正しい姿といいますか、ある種の公平の原則から物を見るにその問題を、たとえばおっしゃいましておることは、御存じの通りでありますから、今戦時補償を打ち切つたことについて、それを今どういうふうにその問題を、たとえばおっしゃいましておることは考えておりませんが、今まで運輸省がとつてきました海運政策の中には、多分にそういうことも勘案して、ああいう利子補給等の問題を取

り上げておるような次第でありまし
て、個々に具体的にいろいろ困ってお
る方その他の方等は、やはり十分に考
えべき問題であるとは思います。が、今
私がここで具体的にどうこうするとい
うことについては十分にまた研究して
みたい、こういうように思つておりま
す。

○横川正市君　ところのようであつて、しかも、そういうことについては特別考えておらないときの質問に対する答弁のようでありますから、この点は私は次の問題に移らしていただきたい、一応また機会があつたときに触れてみたいと思うのであります。

次の問題は、先般も海防局長にお尋ねをしたのであります。この造船関係のそれぞれの会社に対しても財政投融資によってこれを援助する、まあ形からいきますと、市中銀行からの借り上

しろあればどうかという問題にもなりますましょうし、また汚職の問題に関連するかもわかりませんが、そいつた問題が起つた場合、運輸大臣としてその事実が明確になつた場合には、どのような御処置をとられるか。この際は船会社、それからその船の計画の状況等については、もう少し自体的に調査した上でないと明らかにできませんので、これは伏せて、ただそのういう問題が起つた場合には、大臣としてどういう処置をとられるかお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(朝田静夫君) 横川先生から、先般の委員会でもただいま御指摘になりましたような御趣旨の御質問がございましたが、その際にもお答え申しあげましたように、造船の融資につきまして、開発銀行から受けた融資を、市中の金利が高いので、その方に

は支払わなければならぬ。しかしながら市中銀行に対して預金なり、その借りた金を回す場合においての金利は申すまでもなく九分五厘ではございませんので、そいつた点においてよほど高利貸しか何かに貸さなければ、そういう事実の問題としては考えられたいといふことでもあります。現在の開發銀行の融資の契約書にも、そいつた不当な利ざやをかせぐとか、あるいは不当な行為があるような場合は契約書を解除する、あるいは資金を引き上げる、こういうようなことにもなつておられますので、その後私どもも注意いたしまして、御質問ございましたので、調査をいたしましたところが、そういうような経過になつておるようになります。

された金を回している。それはおそらくこれはそうではないと答へられてもうまく方法でやられていれば、その方は、ここはやはりますないか。私の方は、ここはやりました。そこでこれだけの利子をもつて証明をあなたの方にあたつたのですか、あつたのかどうかになりますが、間題になりますが、そういうことがあつた場合輸大臣としてはどういうふうですか。もう少し私の方でありますか。この上でこれは明らかにしたくなつて、こういう点もありますが、處置の問題についてお伺いいたします。

ういうこと
はつくりした資料がなければ
及いたさないつもりであります
るのじやな
ういうふう
取りました
持つてくれ
ですかとい
ですから、
に、一体運
置をとりま
体的に調査
ければいか
ので、その
しているわ
御指摘のよ
公の目的の
のを、そり
利貸し的な
○國務大臣(橋渡君)ト
著に聞することですとかと
はないかと言
るのがあた
たまそいう事実があつた
見をお伺いしたわけであり
時に、これは私は普通のことを
として管理、監督をしてこ
りませんでしたと局長の御
とで事が済まされないよ
て、相当厳重注意をしてこ
思うのです。もちろん
い資料の収集からこれを想
わけでありますて、最後に
かと言わせるだけの資料が
うか、私も今のところあ
持つておらないわけであります
の点でぜひ一つ行政部門で
督をしてもらいたい。との
して申し上げておきます。

す。もちろん、これは公庫から借りて銀行に預けて利ざやをかせこうなんといふそんな尋常な方法でやられているわけはないわけです。もちろん銀行等が貸付する場合のそれぞれ種目に応じ、一種、二種、三種、四種とそれぞれの貸付についての計画があるわけでありますから、そういった逐次金融面の困難な業務であって、なお最近相当程度実績の上がるところでは、すいぶん無理をして金を借りているという事実があるわけです。その無理をして金を借りてところの金貸しの先是どこであるかといえば、これは高利貸しであつてみたり、あるいは私の小さな金の金融をしている人たちであつたりなんかするわけです。そういう中にたまたま造船計画の計画遂行の中で投融資

ことをやつて、その申請することには、不都合な話して、従つてそういう事実がの事実に基づきまして、開り、あるいは運輸省から処置をとりたいと思うのですが、今海運局長がお答えになり、私先回の委員会にちよとを存じ上げなかつたのであるところではないと言つたが、もし事実があれば、一らせてもらつて、そないとしたいと存じます。

あらうと、
「口ききが
れば、今申
官厅として
しなけれ
やつておる
影響を与え
点は御注意
ましたら、
もらいたい
れば、国内
を全額国で
を設立し
人を置くん
ことに運
おるわけで
その大半が
んであります

Digitized by srujanika@gmail.com

ば、もう少し
ます。たゞま
場合の御所
まして、同
政上の問題
た結果、あ
うふらなこ
な問題とし
らいたいと
の方の乏し
上に上せる
まり確信を
まして、そ
集まるかど
は嚴重な監
点を要望と

Digitized by srujanika@gmail.com

すから、あらゆる方法を駆使してサービスがより高まるということについて、これはもうわれわれとしてももう手をあげて賛成するわけです。そこで、そのサービスの向上のために設けられたといふことであろうと思うんですけれども、実際には少し他から見て機構上、運営上あるいは人事の配置上等に、いまさかサービスの問題とは別個の問題があるんではないか、こういうふうに思われる点でお伺いいたしたいと思うんです。ことに政府の全額出資で特殊法人を作るということは、これは行政上管理、監督をいたしておりますのでありますから、その運営については行政の中心から末端までの運営と何ら変わることのないおそらく機構になつておるんだろうと思うわけであります。そういう意味合いからすれば、政府が全額出資をして運営をする場合に、一体特殊法人にしてそれを運営しなければならないかどうかという点については、私は一考も二考もする必要があるんじゃないか。ことに、国内旅客船の整備ということは、これは私はおそらく国鉄にしてみれば黒字になるような幹線ではなしに、きわめて経営上困難な赤字の経営を背負わされているところであつて、なおかかつ公益のために必要欠くべからざるもの、こういふような立場に立たされてゐるところであらうと思うのであります。そういう点を私はこれは特殊法人として運営するよりか、本来ならばやはりこれは運輸省行政の一環の中に明確な担当部門があつて、そうしてそれが統一的運輸省の予算編成の中からこの国内旅客船の整備に対しても必要な資金の調達をしてゆく、努力をしてゆ

く、このことが最も望ましい点だと思いますが、この点について運輸大臣はおそらくこれはこの方法が最善だとお考えになつてやられたことだらうと思うんですけれども、それならば今言っているような国内旅客船の整備に関して現状のままで不満足だという一般大衆の声に対してはどうお答えになるのか、この点を一つお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(朝田静夫君)　ただいま国内旅客船公団の政府全額出資の問題についての御質問でございますが、御承知のように、この公団は利潤を上げることを目的としておる法人ではございませんし、また、配当を目的とする民間出資を期待することは、そういう意味においてもできませんのであります。さうしたように、なぜ公団方式をとつたのかということにつきましては、旅客船のこういった老朽船を代替いたしますして計画的にそいつた船質改善を進めてゆくためには、現在の非常に零細な企業が、貴重な多数の人命を預かつておる一種の公共的な使命を持つております現状にかんがみまして、融資ではとても目的を達することができないということでありまして、衆参両院の運輸委員会におきましても、こういった公団方式でもつて計画的に船質の改善を推進すべきであるといふたびたびの御要望が、海難事故が発生いたしますたびごとに強くわれわれの方にも要望があつたわけでござります。融資の方式でなぜ目的を達することができるのかといいますと、先ほど申し上げましたように、利用者が非常に零細でありますということ、そ

のために担保が非常に少ない。従つて、担保力のない者に融資を幾らあつせんをいたしましても、なかなか目的を達することができない。また、船型や構造に強く干涉することはできぬわけでございます。従つて、海上における安全の見地からいたしまして、融資で民間の金をそつければいい、どういふ船型でも構造でも、まあ安全の目的さえ達すればいいといふわけには参らぬこと私どもは思うのであります。こういった船型、構造についても、ある程度の社会的、国家的見地からある種の型を推奨をし、公團の意思がそこに入つていくといふふうなことからいたしまして、まあ融資というのにつけては、ここで公團法が目的といたしております趣旨がなかなか達成しがたいといふことで、私どもは公團といふものを通じて、この公團と船舶の所有者との共有制度でこういった問題を解決していくことが、きわめて効果的な方法であるというふうに考えたわけでございます。

もつと運輸省としては國といふ立場から積極的な方法というものをとるべきだ。なぜなら、それを今の公團的な組織で、民間と國と公團と三者がこれで満足すべきであるかどうかという点については、もう少し時期の推移を経ては、われわれとしても納得のいく方法でありますけれども、はたしてこれをいつて、非常に危険だということはない。実際に就航している船その他からいって、非常に危険だということはっきりしている場合には、私は、こういったことがあつたとしても、直接受けたり行政上の指導、監督等を通じて、もつと積極的な金融問題の解決をしていくと、こういう面とマッチしないと、これで大丈夫だと思っている事故も発生するのではないかと、こう思ふので、この点には一つ十分意を用いていただきたい。

員天坊さんが会長さんです。それから、自家用自動車協会、これは小澤佐重喜さんです。から、おそらくこれは弁護士さんを営業しておるので、そちらに連絡が取れません。そこで運輸省出身者が多い。これは一体、行政上の能率を上げ、最も合理的な運営ができ、それから、一体となつて意見の疎通ができる。その面では、きわめていいよろしく見受けられるわけであります。しかし、あまりにも私は、これほど繁雑をきわめ、また、人事の面では、どうもちょっと納得のいかない点があります。大臣として認可いたしておるのでありますから、これをどうお考えになつておるか、お伺いしたいと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

いう形でもって、天下りの人事が行なわれたり、代議士が使われたり、こういうことについては厳に私は運輸省関係ばかりでなしに注意しなければいいと思うのですが、ことに運輸省には非常に天下りの人が多いです。この点で一つ特に大臣に私、要請申し上げまして、もっと筋道のはっきり立つような格好にしていただきたいと思います。

同時にこれと関連して、たまたまきょくう陸運局の汚職問題が出たわけなんですが、これは一般もこれに関連をする問題が出て、陸運関係の汚職問題もございまして、

聞に出て いるような車検問題が からむ
収賄容疑で逮捕されていますが、こう
いったことは跡を断たないので はない
か、 こう思 うのです。それで輸送関係
の問題は広範に審議をされるといふこ
とであります が、上にいただく者がこ
のままで は、私はどうもいただきかね
る役人だと思 うのであります が、大臣
としてはこれをもう少し注意します程
度のこと でなしに、はつきりと将来こ
のよろなことが起ら ない処置といふ
ことで、御所見をお伺いしておきたい。
○ 国務大臣（橋本渡君） 私もけさ新聞
東京陸運事務所の者が検査されたとい
うことをけさ自動車局長から報告を
受けたのであります が、大臣になり
ましてから各陸運局長を集めまして、
厳重な私から職務基準というものを通
達をいたしまして、ことに新車の配給
等の問題があります から、問題を起こ
さないよう に厳重な警告を、服務規律
といふものをやつておるのであります
が、今おっしゃいましたように機構の
点におきまして、陸運局といふものが
御存じのよ りに陸運事務所の人の働き
ておる現実のところは、地方長官の指
揮監督を受けておる。人事は全部私の
方から します。あるいは予算も運輸省
がやつておりますけれども、その指揮
監督は地方長官がやつておる。そろい
うために、たとえば今日非常な社会に
一面からいえば、一つの問題を起こし
ておりますやみタクシーといふよう
な問題も、地方長官によつては運輸省
の陸運局の方からあるいは警告をしま
しても、地方長官の方がやらない、あ
るいは地方の県会議員等が免許その他
について関与してくる。しかも、陸運

局のつまり末端である現実に働いておるところは、御存じのように指揮命令権がない。こういふようななばかけたことになつてゐるので、これはいかぬ。ことに、陸運局の全体の陸運事務所の連中も身分が不安であるからといって、労働組合その他からしばしば陳情を受けましたので、私から石原自治府長官へといろいろと談判をやつておりますけれども、やはり役所といふものは、権限の問題は神經過敏ですから、それじやいかぬといふので、先般益谷副総理が行政管理庁の長官で、その方からも前に勧告を受けておる点もありますので、益谷氏と話をしまして、それをやはり正常な姿に戻して、指揮監督が十分できるという体制に切りかえようといふことで、おそらく今明日のうちに話し合いを自治庁とやることになります。これは總理にも大蔵大臣にも了解を大体得ておるといふことであります。この問題はなかなか十年來運輸省対自治庁との間に争いがあつてなかなか解決しないけれども、この機会に私もどうせ間もなくやめるのだから、この機会に思い切つてやつておこうといふのでやつておる次第であります。そういう点でやはりさつきりした姿に、おつしやいましたようにしないと工合が悪いと、こういうふうに思うので、そういう点は十分考慮して善処したいと思います。

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。
○横川正市君 それじゃ資料を特にお願いをいたしたいと思うのです。次の問題に關係があつて私は要求するわけですが、戦時補償を打ち切つた当時の船舶、それから施設それからそれに必要な金額、これだけでいいわけですか、それだけ一つ資料として提出していただきたい。それで私の質問は終わります。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。
他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

増原君から委員長の手元に修正案が提出されております。本修正の御意見を討論冒頭にお述べを願います。なお御意見のおありの方は、原案並びに修正案に対する賛否を明らかにしてお述べを願います。

○増原恵吉君 私は自由民主党を代表して本法律案に賛成の討論をいたしました。いとまことに、この際本法律案に対する修正の動議を提出いたします。

修正案を申し上げます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように改める。

いたしまして、必ずこういう問題がで
きてくるが、それに対しても、大蔵當
局の方で十分研究してすみやかに輿望
にこたえるようにしていただきないと
いふと、郵便貯金あるいは簡易保険と
いうものが、國民の信を失った場合に
は、財政投融資に及ぼすところの欠陥
を生じた場合には困るじやないかと
いうことで、強く大蔵省の方にも要望
し、早く何らかの善処方法を講じたら
どうかというように申しておることは
事実でありますから、さよ御承知お
き願いたいのであります。

○横川正市君 郵政當局として、ちり
紙にも、鼻紙にもならないようなもの
を、年金証書を抱いて、バタヤ部落で
その余生を送っているといふ話や、そ
れから保険の契約金、これは途中で併
合されておりますが、預貯金のその実
績を、これを電車賃にもならないと
いつて實際上、棚の上にほり投げ
て、政府の措置に対して非常に恨みご
とを並べておるという老人、老婆の非
常にたくさんあるということ、こうい
うことについて調査したことがあります
が。

○政府委員(大塚茂君) 先ほど政務次
官から答弁申し上げましたように、そ
ういうふうにお困りの方々が百三万人
もおられるといふようなことは、私の
方はよく調査いたしております。それ
から実際問題として具体的にもそろ
う幾多の事例に接し、また陳情を受け
ておるという実情も知つておる次第で
ござります。

の金額等、こういったものは、メモは取りましたが、もう少し各年次ごとに契約件数それから契約金額、それからスライドされた三十三年と申しますけれども、私はこれは三十三年のスライドをすることが妥当かどうかは、もつと新しい基準でスライドするのが一応の筋としては正しいのじゃないかと思いますが、なければ三十三年度そういうスライドした場合の金額こういった点で一つ資料を御提出いただきたいと思います。

○政府委員（佐藤虎次郎君） 承知いたしました。

○委員長（中野文門君） ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（中野文門君） 速記を起して。

○小柳牧衛君 私はこの農地調査会法案に関連するものとしまして、かつて行なわれました農地買収の政策をやる際に、地主に金銭的の損害を与えないために妥当なる価格を考えられたということも聞いておりますが、それはそれとしまして、農地を解放しますれば、旧地主はその農地を失つたということによって社会的にいろいろ変動を來たす、いろいろの複雑な問題を起すということは予想されると思うのであります。が、その當時農林省においては金銭的に補償をするという以外に、地主の社会的地位の変動というようなことも予想されて何か考案されたか、また、あるいは実施されたかといふ点をお聞ききしたいのであります。が、聞くところによりますと、中共の農地解放の政策には、旧地主の社会的地位について、公社等において考慮されたこと

も聞いておりません。また、イタリアの農地解放におきましては、これは主として増産ということをねらつたようではありまするから、日本のやり方と相当地によつておりますが、これにおいては特に地主の社会的地位の変動といふようなことを予想した政策もあり多くないようであります。主として農協等をして増産といふこと、いわゆる保護政策を強化したといふようにしておきたいのですが、それにしましても、相当地主の社会的地位といふよなことも考慮、研究されたようにも聞いておりまするので、要するに外國の実例を御承知ならばその点を承りたい。また、日本においてはそういう点も考慮されたのかどうか、また実施されたのかどうか、その点をお聞きいたいと思います。

○小柳牧衛君 農地解放の国策を実行した際に、経済的の価値の補償をするというようなことは、これは当然のことだと思うのですが、それ以外にいろいろな社会的の問題も起こるといふことは想像されるのであって、すでに外国におきましても、古いのですけれども、イギリスの農地解放のときには、いぶんこういうような問題について考えられたようにも聞いております。また今答弁がありましたように、中共なりあるいはイタリアのときもこういうような問題も論議されたようにも聞いておりますが、今資料がお手元になれば、その点は特にお伺いもいたしませんけれども、とにかくそういうようなことについて諸外国においては考えられたのでありますし、日本においてはその点については実施されていないといふことでありますれば、今後そういうような問題が具体的に起つた場合には、そういう点も考えるということとは、私は適当でないか、少なくともそういうような問題を調査するといふことは適当ではないか、まあこつた場合には、そういう点も考えるといふことは、私は適当でないか、少くともそういうような問題を調査するといふことは適当ではないか、まあものは、當時林省といたしましてはの他につきましての特別の措置といらねえで、當時の日本のことだけ申上げました。

いろいろな点についてこの調査会を通じまして研究してもらいたいと思うのでござります。それからもう一つ、これは総務長官も見えになりましたて、農地の関係が主となつておりますが、農林省の方にお伺いいたしたいと思いますが、この調査会法案に関連しまして、こううことをやると、旧地主制度が復活するといふような考え方があるとお聞いいたしましたが、こううふうであります。どういう意味でそうなるかわかりませんが、私の察するところでは、調査会を設けて多額の交付金を旧地主にやれば、一朝にして農村における財閥ができるのぢやないか、そらすれば地主制度になるのぢやないか。こういうような論理で言うのぢやないかと思ひますが、そうでなければこれは別問題ですが、もしそういふような問題であれば、第一には、はたしてその財閥を作るような補償ができるかどうかということは想像もできないのでありますするが、それはそれといたしまして、私は日本の地主制度といふものは、一つには土地といふものを所有しているということ、すなわち土地をもつてゐるためには經濟的の力がある以外に、土地の一つの特色であります、すなわち独占排他性といふもの力といふものが地主制度といふものを作り上げる要素であつたろうと思ひます。それから第二は、封建的な者である、すなわち権力者である方として、いわゆる権力と権利といふものが非常に混同したのであって、財産的の力ある者すなわち権力者である、こういうようなことが第二の要件になるとおもふのです。時代々々に變わるといつたましても、この二つはいつも

でもある重要な二つの柱だと思うのです。そういうような見地から考えまするといふと、先般衆の政府の御所にありますましてこれらの問題の研究、またよりましてこれらの方々の問題の研究、またその結果としましても、農地そのものは何ら手をとめるのではないといふことでありますれば、解放した土地が再び地主の所有になるというようなことは考えられないのでありまして、従つて土地の独占性、排他性といふものがこの旧地主を力づけることはあり得べからざることだと思うのです。それから第二の、いわゆる権利と権力の混同といふようなことは、今日の法律制度、しかも民主政治のもとにはこれも想像できないのでありますて、かりに多額の交付金等がありまして、農村において財閥ができたとしましても、土地を離れ、時代の違った今日においてはどうも地主制度が復活するといふようなことは、私どもとしては考えられないのです。ありまするが、政府当局また農林省方面におきましては、この問題は旧地主制度の復活といふようなお考えがあるのでありまするが、政府当局また農林省方面におきましては、この問題は旧地主制度の復活といふようなお考えがあるのかどうか、その点をお伺いいたしたいと思います。

ません。旧地主制度の復活といふ問題でございますが、これは、現在におきましては、農地改革をやりました當時の旧自創法を二十七年に全面的に改正いたしまして、いわゆる農地改革の成果の維持発展を目的といたしまして農地法を制定いたしまして、農地法の運営によりまして農地改革の成果の維持発展をはかっていく、こういうよな形になつておりますし、農地法を適切に運営いたしております、そういうふた懸念はないのじやないか、また、この調査会におきまして農地法を改正する、そいつた問題は、この問題とは別個の問題である、この問題でそういうことになるのじやない、こううようにわれわれは考えております。

○委員長(中野文門君) 他に御質問ございませんか。速記をとめて。

て二、三お伺いいたしますが、この前
えども正当な補償なくしては、公共事業とい
ふ私有財産を取得できない、こういう意
味、こういう精神が新憲法二十九条に
おいて明らかなんです。この点はこの
前明らかにしたわけですが、そこでお
伺いしたいわけですが、現在建設省と
しては、この補償が適正に行なわれて
おるのかどうか、こういう点について
検討したことば、まあ当然検討してお
ると思いますが、現行それ自体で補償
が適正に行なわれておると思つておら
るのかどうか、こういう点をまずお
伺いしたいと思います。

○政府委員(関盛吉雄君) 建設省の関
係の公共事業等につきましては、御承
知の通りに、各地方公共団体なりまた
建設省みずから直轄事業いたしまし
て工事を実施いたしております。なお
関係各省のものにつきましては、補償
の問題につきましては、土地収用法の
通用をいたしておるわけでございまし

うな一つのファクターを、判例研究的な態度で検討しながら、適正な補償が支払われるように基準を作りたいと思つて努力いたしておる次第でござります。

○伊藤顯道君 私がお伺いしておるのは、公用用地の取得に際して、主としてこれは国民全般が対象ですが、わけて農民の場合が多いので、農民の場合を申し上げますと、農民がなかなか補償額について満足していない。そういう場合にならぬか問題が解決しないで長引いておる、そういう場合が非常に多いと思うんですね。そういう意味からいって、現実の問題からいって、補償額が十分に支払われておれば問題はないんだけど、そういう点が、補償額も不十分であるといふような点もあって、なかなか農民からすると、簡単には手離しがたい。補償が十分であれば手離してもいい、そういう場合でも補償額が不十分のためにならぬか問題がもつれて解決しない、そういう場合が多いんじやなかろうか。そろだとすると、建設省としても重大関心を持つて補償額は現在修正であるかどうか

が適正ないわゆるよりどころであろ
う、こういうふうに考へておるわけで
ございまして、関係各省、政府全体と
いたしまして、そういうふうな例が絶
対無とは申されないかもしませんけれ
ども、そういうものとなるべくなくす
るようだいしようといふことも、一つの
土地収用とくらうものの、やっぱり正し
い意味の運用がはかられることだが、一
つのそういうものの解決の指針になる
んじやないか、こういうふうに考へて
おるわけでござります。

はないかと、私どもとしては考えられることはあります。それは建設省としては考
用を解決したい、そこにはねらいがあります。この所要推定期間百二十二日
では、建設省としては長過ぎるから、大体どの程度に、これは期間ですかから
大ざっぱに言って、どの程度にこれをねらっておるのか、どの程度を希望して
おるのか、そういうことを伺います。

われわれ考えております。今お尋ねに
りました積極的に何日くらいがどう
う事業をやるのに、収用委員会の裁
まで持ち込むために、そういうたよ
な考慮を働かせました上での適当な
数であるかという点につきましては
これは一がいには申し上げにくいか
思いますがけれども、やはり何といった
ましても、百二三十日内外の、そのの
ういの日数は現行制度を見ましても、
また理想といたしましても、それだ
の日数くらいはかかるのじやないか、
かけなければならぬのじやないか、
いうふうに今の段階では、われわ
事務当局では思つております。

○伊藤頭道君 次に調査会について
伺いますが、これは委員の数が大体
十五人くらいで、民法学者とか、あ
いは評議委員、あるいは土地収用委
会の代表、こういう方々で成立して
るわけですが、ここでどうも私ども
納得できないのは、土地収用される
の代弁者については、全然入って
いわけですね。それはどういう意味
ですか。こういうことは代官政治の再
であつて、なかなかもつて土地収用され
れる者の利益は守られぬと思うので
が、全然そういうことは考えられて
ないのかどうか。

○政府委員(関盛吉雄君) ただいま
お尋ねの、公共用地制度調査会の委
の選任の基準の問題についてのお尋
ねましたが、これは御承知
通りに、この公共用地の取得問題に
いての学識経験を有する方を選任をさ
る予定で、十五人といふのを目指す
としておりますが、やはりこの制
の、いわゆる諸問題を検討していくた
く上におきましては、私権の保護に

○伊藤謙道君 次にお伺いしますが、この調査会の設置期間は大体一ヵ年のようですが、月一回くらいと聞いておられます。月一回の程度なんですか。もう一度お伺いいたしまして、月一回ないし二回委員の方にお集まりをお願いいたしまして、とにかく重要な問題から御審議をしていただきたいとして、そろしてこの公共用地取得制度の問題をめぐる諸問題について、検討をお願いしたいというふうに考えている次第でございます。

○伊藤謙道君 次に、方向を変えて、地価の抑制、こういう面から二、三お伺いしますが、なかなか公共用地の取得は困難の段階にある。そういう状態の中では、解決する一つの手段として、地価を抑制する、こういうことが非常に大きな要素になろうと思うのです。そこで、建設省としては、従来地価の抑制についていろいろ検討もし、対策も講じてきたと思うのですが、どういう点に重点を置いてやつてきたのか、現状をごく簡単に一つ御説明いただけます。

○政府委員(関盛吉君) 宅地の地価、特に用地の取得問題というのが、非常に各方面にその対策を必要とする事態になつて参つてきておりまして、特に都市の近郊等におきましては、住宅用地の価格が非常に暴騰してきておるといふふうなことから、これを解決する一つの方法といたしましては、宅地対策といたしまして、日本住宅公団が、一定の計画のもとに、既成市街地なり、あるいはまだ首都圏のよくな地方につきましては、近郊都市の宅地あるいはまた公共用地の造成、また一部市町村等の公共団体が実施いたします宅地造成等につきましても、地方債の融資をいたしまして、宅地の供給を増加する、こういう方向に向かつて今日まで進めておる次第でござります。

○伊藤謙道君 御説明ですが、從来建設省としては、この地価の高騰はものすごい勢いで進んでおるわけですね。従つて、最近では地価の高騰をいたしまして、あまり具体的には働きかけてきていないかたよろ思ひのとおり、建設省としては率直に認むべきだと思つし、またこれについては、もうちょっとおぞまきといふ段階だらう、ちょっとおぞまきといふ段階だらうと思うのですが、もう相当上がつてしまつたわけですね。上がる前に手を打つべきでなかつたが、そういうふうにわれわれ思うのですが、そういう点についてはどういうふうに今考えておるでしょうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) たゞいま御指摘のように、地価の高騰が、公共用地の取得に相当困難を来たしておる一つの大きな原因になつておることは、

お話しの通りでございますが、この地価の騰貴を直接抑制するということにつきましては、実はいろいろむずかしい問題がありまして、今まで検討はいたしてきておりますが、御指摘のように、直接的に地価の高騰を抑制する方策は、ただいま特別にはとつておりますません。先ほど計画局長から申し上げましたように、従来は、安い宅地をできるだけ豊富に供給するような造成の仕事をふやして、なるべく宅地の供給面から緩和していくこうということ、それから既成市街地、もうすでに宅地になつておる所を高度に利用するということで、立体的にこれの利用を促進する、この方策を数年前から実施いたしておりますが、それにもかかわらず、さらに都市の近郊においては特に住宅用地を中心的に地価が毎年相当値上がりをみております。これにつきましていろいろ研究いたしておりますが、宅地の供給対策をさらに徹底すると同時に、さらに何らか抑制に効果のある方策を考えなければならぬのじゃないかということで、この点はなお検討中でござります。

でなければ御訂正いただきたいといふことをも含めてお願いするわけですが、大体そいうような傾向にあらうと思ふのですね。従つて、もうすでに七百倍にも地価がはね上がってしまつたあとで、とやかくいろいろ方法を講じても、もう後手で、もう施しようもなない。これが現状であらうと思うのですね。しかしながら、いやいや今でもまだこういう方策を講ずれば十分抑制できる、そういう手があれば別ですが、こういふ点はどうですか。

○政府委員(鬼丸謙之君) まあ、近年地価の値上がりの趨勢につきましては、ちょっと私ここに資料を持ち合わせておりませんので、具体的な今の御指摘の点につきましてのお答えにはならぬかと思いますが、確かに毎年十数%ないし二十数%の値上がりが、大都市近郊においては見られておるような状況でございます。これは、勧業銀行やつておられる日本不動産研究所等におきまして毎年調査しております趨勢から申しましても、一〇%前後の値上がりを六大城市平均に見ております。そこで、今から直接地価の騰貴を抑える妙手があるかといふことになりますと、これは理論的には、あるいは机の上ではいろいろ考え方されますけれども、ほんとうに実効の上がる手いたしますして是非常にむずかしいのじゃないか。今まで私どもを考えたところではそういう感じがいたすのでござりますが、特に値上がりの中で、ある場所が開発されたことに伴う価値増加と申しますか、土地の打ちが増加したこととに伴う値上がりと、それから不

動産取引の過程における投機的な値上がりといふ二通りあると思うのですが、ありまするが、開発効果が上がったことに伴う値上がりにつきましては、これに程度当然認められるべきものとあります。いろいろな意見と申しますが、あるいは宅地造成を民間で事業としてやっておりまするその事業の面から、もう少し規制することを考えたらどうかというような意見と申しますが、声もございますので、そういう点もあわせて今検討いたしておる次第でございます。しかし、ここではつきり、こうう方法でこういうふうにやれば抑えられるということは、残念ながら申し上げかねる次第でございます。

組合の方が農民に対していわゆる問題を提供してそれに回答を求めておる、その回答を集約したものをここにまとめてあるわけです。これは幾つかの段階に分けておりますけれども、一つは契約に関する問題、これを調べてみますとこういふ結果が出てくるわけです。あなたの土地の上に送電線を張るときは、事業の施行者、これは主として電力会社になつておりますが、口頭または文書で契約手続をとりましたか、こういう質問に対しても文書でも契約でも書類でもございません。されどどうか、あれはどうかといふことをお伺いしているのが五・四%、していらないといふのが二九・八%、そこでどういふままでい数字を私はお伺いして、これほどどうか、あれはどうかといふことをお伺いしておるわけではない。要はこういふふうに契約を口頭でも文書でも契約していない、全然契約していないのかどうか、省としては了解しておるのかどうか、のが二九・八%も出ておる、そこに問題があると思う。そういう実態を建設省としてもお伺いしておる、そこには知らぬといふことはないと思うのですが、もしあるとすれば、どのような手を打つておられるかという点をお伺いしたい。

○政府委員(関盛吉雄君) ただいまのお話の電気事業者等が実施いたしました架空線の線下補償の問題でござりますが、この線下補償につきましては、われわれは土地収用の場面になって参りまして、いろいろその下に土地等を持つておる人々から苦情が出て承知いたすことが多いのでございますが、ただいまの御指摘通りに電気事業者が契約もしくは契約なしで、契約をやつておるのはこれはもう問題じやないわけですが、契約なしでそういうふうに

従来の慣行のようには窓下の、空中の占有権を実施しておる、こういう例が非常に多く、そういう地帶がだんだんと市街地化を見まして、その場所の宅地化の実態から見まして非常に閑着が多いのでござります。建設省といたしましては、この土地取用法の所管の問題と同時に、この土地の利用面から見まして通産当局に対しましても、この適正な運営についていろいろ打ち合わせをするよう意見を申し上げておるのでございます。ですからできたらいわゆるこの用地取得ということと補償の問題、つまり補償の実施についてまだ関係各省にまたがる諸般の問題について不十分な点が多くありますので、こういつた点につきましては今後の運営について、また制度の問題について通産当局が電気事業者等に対しまして一つの基準をもつて指導できるようなものが今後作られていくことを私は検討すべきことだと考えておる次第でございます。

がこれから裏づけられるわけです。それと補償はもったかも知れないかといふ質問に対して、もつたものが、二二・四%、もつたないというのが二〇・八%、これはもちろん建設省それ自体が組織をもつて正確に出した数字とは違つて、農民組合が農民に対する行なつた、しかも回答は田の場合は五二・五%ぐらいしか回答が来ていない。そういう中から拾つた数字であるのだから、厳密な意味で毛頭間違いはないといふわけではございませんけれども、大体の方向はおわかりですね。もつたか、もらわなかいかといふ方向は、大体こういふらにここに出ておる。これは建設者といえども認めざるを得ないとと思ふ。こういふに現在たゞいまでの土地収用法からいつても多くの問題が残つている。これがもしこの法案が通つて土地収用法が強化されれば、農地の補償の問題、それから了解を取りに来たが、来ないかといふような問題については、さらに一そら農民側に不利にならうといふことはもう当然考へられるわけですね。現行法でもこう法を強化するということになると、問題はさらに問題を生むのではないか、そういう点が懸念せられるわけですね。そこで一つこういふ点を解明していただきたいと思います。

○政府委員(関盛吉雄君) ただいまお話しの問題は、やはり線下補償に関連して起こりましたのでござりますが、建設省の所管いたしております土地収用法の出て参ります以前からの、線下につきましての土地所有者等に了解を得ずして、また連絡なしに行なつておるような事例が非常に多いのでござ

います。この方がもつぱら多いようないま情でございます。従つて昨今土地収用法の適用といふものが、関係各省におかれましてもだんだんはかられるようになりますて、われわれも先庄の御指摘のよりなケースを承知することができるようになつたのでござります。

従つてこの問題はまず電気事業を監督いたしておりますところの通産当局が、その関係の電力会社に対しまして、いわゆる正当な契約による取得の場合における補償の方式慣行といふものをして確立してもらわなければならぬと思っております。と同時に、この土地収用法の場面が出て参りましたときには、これは線下補償についても、かなり全国的な基準に因る關係する部分がありますので、関係の収用委員会が補償の額を決定する基準といふものが、やはりこの収用法のいわゆる手続を早目にやることを行なうとしても、この補償の基準の細目の適正化を早めにやることを行なうといふことにかかわらず、現段階におきましては、この補償の基準の細目の適正化を早めにやることを行なうといふことを行なうといふことだけは確認できるわけですね。現行法でもこういふ問題があるのに、さらに土地収用法を強化するといふことになると、問題見えになりましらし、もう時間がございませんから、最後に一点だけ建設省にお伺いしますが、次に被害に關する問題ですね。これを資料中からちよつと問題点を拾つてみますと、農作物に与える影響、これは雷雨等で恐怖心を得ないといふものもありますし、それから送電線の今のうなりとか、そういうものに対する恐怖だけでなく、実際に落雷があつたために云々と、それから高圧線が切斷せられたために以

後恐怖心を抱いて、雷雨があると作業ができないといふような例、こういふ例がたくさんここに並んでいるわけであります。これを一々言う時間の余裕がございませんから申し上げませんが、とにかく農業に与える影響が相当あると項目はあがませんが、ここに十項目ほどのことをだけは確認できるわけですね、こういふ資料から。それから農作物に与える影響、こういう点でも、一々

いたしておきますところの通産当局が、その関係の電力会社に対しまして、いわゆる正当な契約による取得の場面における補償の方式慣行といふものをして確立してもらわなければならぬと思っております。と同時に、この土地収用法の場面が出て参りましたときには、これは線下補償についても、かなり全国的な基準に因る關係する部

分がありますので、関係の収用委員会が補償の額を決定する基準といふもの、やはりこの収用法のいわゆる手続を早目にやることを行なうとしても、この補償の基準の細目の適正化を早めにやることを行なうといふことだけは確認できるわけですね。現行法でもこういふ問題があるのに、さらに土地収用法を強化するといふことになると、問題見えになりましらし、もう時間がございませんから、最後に一点だけ建設省にお伺いしますが、次に被害に關する問題ですね。これを資料中からちよつと問題点を拾つてみますと、農作物に与える影響、これは雷雨等で恐怖心を得ないといふものもありますし、それから送電線の今のうなりとか、そういうものに対する恐怖だけではなく、実際に落雷があつたために云々と、それから高圧線が切斷せられたために以

後恐怖心を抱いて、雷雨があると作業ができないといふような例、こういふ例がたくさんここに並んでいるわけです。これを一々言う時間の余裕がございませんから申し上げませんが、とにかく農業に与える影響が相当あると項目はあがませんが、ここに十項目ほどのことをだけは確認できるわけですね、こういふ資料から。それから農作物に与える影響、こういう点でも、一々

いたしておきますところの通産当局が、その関係の電力会社に対しまして、いわゆる正当な契約による取得の場面における補償の方式慣行といふものをして確立してもらわなければならぬと思っております。と同時に、この土地収用法の場面が出て参りましたときには、これは線下補償についても、かなり全国的な基準に因る關係する部

分がありますので、関係の収用委員会が補償の額を決定する基準といふもの、やはりこの収用法のいわゆる手続を早目にやることを行なうとしても、この補償の基準の細目の適正化を早めにやることを行なうといふことだけは確認できるわけですね。現行法でもこういふ問題があるのに、さらに土地収用法を強化するといふことになると、問題見えになりましらし、もう時間がございませんから、最後に一点だけ建設省にお伺いしますが、次に被害に關する問題ですね。これを資料中からちよつと問題点を拾つてみますと、農作物に与える影響、これは雷雨等で恐怖心を得ないといふものもありますし、それから送電線の今のうなりとか、そういうものに対する恐怖だけではなく、実際に落雷があつたために云々と、それから高圧線が切斷せられたために以

後恐怖心を抱いて、雷雨があると作業ができないといふような例、こういふ例がたくさんここに並んでいるわけです。これを一々言う時間の余裕がございませんから申し上げませんが、とにかく農業に与える影響が相当あると項目はあがませんが、ここに十項目ほどのことをだけは確認できるわけですね、こういふ資料から。それから農作物に与える影響、こういう点でも、一々

いたしておきますところの通産当局が、その関係の電力会社に対しまして、いわゆる正当な契約による取得の場面における補償の方式慣行といふものをして確立してもらわなければならぬと思っております。と同時に、この土地収用法の場面が出て参りましたときには、これは線下補償についても、かなり全国的な基準に因る關係する部

分がありますので、関係の収用委員会が補償の額を決定する基準といふもの、やはりこの収用法のいわゆる手続を早目にやることを行なうとしても、この補償の基準の細目の適正化を早めにやることを行なうといふことだけは確認できるわけですね。現行法でもこういふ問題があるのに、さらに土地収用法を強化するといふことになると、問題見えになりましらし、もう時間がございませんから、最後に一点だけ建設省にお伺いしますが、次に被害に關する問題ですね。これを資料中からちよつと問題点を拾つてみますと、農作物に与える影響、これは雷雨等で恐怖心を得ないといふものもありますし、それから送電線の今のうなりとか、そういうものに対する恐怖だけではなく、実際に落雷があつたために云々と、それから高圧線が切斷せられたために以

後恐怖心を抱いて、雷雨があると作業ができないといふような例、こういふ例がたくさんここに並んでいるわけです。これを一々言う時間の余裕がございませんから申し上げませんが、とにかく農業に与える影響が相当あると項目はあがませんが、ここに十項目ほどのことをだけは確認できるわけですね、こういふ資料から。それから農作物に与える影響、こういう点でも、一々

いたしておきますところの通産当局が、その関係の電力会社に対しまして、いわゆる正当な契約による取得の場面における補償の方式慣行といふものをして確立してもらわなければならぬと思っております。と同時に、この土地収用法の場面が出て参りましたときには、これは線下補償についても、かなり全国的な基準に因る關係する部

分がありますので、関係の収用委員会が補償の額を決定する基準といふもの、やはりこの収用法のいわゆる手続を早目にやることを行なうとしても、この補償の基準の細目の適正化を早めにやることを行なうといふことだけは確認できるわけですね。現行法でもこういふ問題があるのに、さらに土地収用法を強化するといふことになると、問題見えになりましらし、もう時間がございませんから、最後に一点だけ建設省にお伺いしますが、次に被害に關する問題ですね。これを資料中からちよつと問題点を拾つてみますと、農作物に与える影響、これは雷雨等で恐怖心を得ないといふものもありますし、それから送電線の今のうなりとか、そういうものに対する恐怖だけではなく、実際に落雷があつたために云々と、それから高圧線が切斷せられたために以

後恐怖心を抱いて、雷雨があると作業ができないといふような例、こういふ例がたくさんここに並んでいるわけです。これを一々言う時間の余裕がございませんから申し上げませんが、とにかく農業に与える影響が相当あると項目はあがませんが、ここに十項目ほどのことをだけは確認できるわけですね、こういふ資料から。それから農作物に与える影響、こういう点でも、一々

いたしておきますところの通産当局が、その関係の電力会社に対しまして、いわゆる正当な契約による取得の場面における補償の方式慣行といふものをして確立してもらわなければならぬと思っております。と同時に、この土地収用法の場面が出て参りましたときには、これは線下補償についても、かなり全国的な基準に因る關係する部

分がありますので、関係の収用委員会が補償の額を決定する基準といふもの、やはりこの収用法のいわゆる手續を早目にやることを行なうとしても、この補償の基準の細目の適正化を早めにやることを行なうといふことだけは確認できるわけですね。現行法でもこういふ問題があるのに、さらに土地収用法を強化するといふことになると、問題見えになりましらし、もう時間がございませんから、最後に一点だけ建設省にお伺いしますが、次に被害に關する問題ですね。これを資料中からちよつと問題点を拾つてみますと、農作物に与える影響、これは雷雨等で恐怖心を得ないといふものもありますし、それから送電線の今のうなりとか、そういうものに対する恐怖だけではなく、実際に落雷があつたために云々と、それから高圧線が切斷せられたために以

おきたい、冒頭に。どちらからでもいいです、わかつておる人で。

○政府委員(山本幸雄君) 私も当時のもの規制は受けていなかつたと思ひます。しかし大蔵省とは協議して、大蔵省と御相談の上でこの給与表はできたと、こういふうに聞いております。

○政府委員(浅井清君) ただいまの答弁の通りで、われわれの方は関係いたしておりません。

○山本伊三郎君 まずそれを聞いて、

先ほどの質問を続けます。大体陸曹までの御説明は一応聞きましたが、それでは実際、おそらくこれはどういふ言葉を使つておるか知りませんが、任官

いう形で陸尉、三等陸尉、これはこの前質問したのですが、その際に若干私

聞いておるので、数字が合わない

のですが、もう一ぺんお伺いしておきたいのですが、任官といふ言葉を私使

いますが、陸尉に任官するまでに、大学

に入る。その大学に入つたときの初任給は幾らと言わたか。その点はつき

りもう一ぺん一つお聞かせ願いたい。

○説明員(山本明君) この間の御質問

おきたい、冒頭に。どちらからでもいいです、わかつておる人で。

現在この委員会に出でおります改訂の表を基準に申し上げましてお答え申し

上げたのであります。現行の金額で申しますと、大学出ますと幹部候補生

別職に相なつておりますと、人事院そのものの規制は受けていなかつたと思ひます。しかしこそ大蔵省とは協議して、大蔵省と御相談の上でこの給与表はできましたと、こういふうに聞いております。

○政府委員(浅井清君) ただいまの答弁の通りで、われわれの方は関係いたしておりません。

○山本伊三郎君 それから一応、最初

質問の順序として、給与の私の若干わ

かりにくい点をまず解明していただき

たいと思うのです。今度は実は防衛庁

の給与法による第十五条の手当の、特

殊勤務手当の問題でちょっと聞いてお

きたいのですが、政令で実はたくさん

ここに並べてありますが、これについ

て一つお尋ねしたいと思いますが、最

後の方の放射線取扱手当、潜航手当、

こういうものが実はあります。これがおのの三千円ないし六百円以内

という定めになつて、範囲内になつて

おりますが、現行は實際どれくらいに

なつておるか、ちょっと先に聞いてお

きたい。

○説明員(山本明君) 御質問のござい

ました放射線取扱手当、それから潜航

手当、これは作業に従事した日一日に

つき三十円という格好になつておりますが、一日につき三十円という格好

あるのは落下降下作業手当のよう

にして、ほかのたとえば航空作業手当、

あるいは落下傘下降作業手当のよう

に、この一番下とでは約七分の一といふ

手當、これは作業に従事した日一日に

つき三十円という格好になつておりますが、一日につき三十円という格好

に相なつておるのでござりますが、

何かの間違いじゃないかと思ひます

が……。

○説明員(山本明君) ただいま御質問

の航空手当につきましては、これは考

え方は、俸給調整額という考え方でこ

の航空手当の月額をきめております。

本の法律では組合を結成することは避けられている。従つて、私は社会党の立場で自衛隊そのものに対する態度をとつておりますけれども、個々の人間としての生存権は私は認めている。その場合に、こういふのはなはだしい、かつて昔の軍と申しますか、その当時のよろな考え方で、位によつて、もちろんこれは考え方といふのは特殊勤務手当、今人事院總裁が言わわれたように、航空、しかも自衛隊の航空といふのは、一般の民間の航路と違つて非常に戦闘行為と申しますか、訓練をする、危険を伴う、体力が非常に消耗するということから立てられておるのであって、いわゆる近代的な公務員の給与制度である責任の度合い、それから勤務の複雑性、それから体力の消耗、こういう三つの柱から考えて私はこれは間違いであると思う。もちろん、これは後はいろいろ闘争して伺ひますけれども、この一点だけとらまえても、私は相当この問題は問題があると思う。それは、政務次官は、いわゆる整額といふものはそういうものじやない。それは給与の実体、本質といふものを防衛庁関係では、もう皆さんに考へておる証拠だと思う。これは私は自衛隊が惜いから言つておるのじやない。自衛隊内に大きい問題があるのであります。これは單にこういう問題だけではない。一例であります。そういう点で、現在変える意思があるないを問うておるのじやない。これで政務次官は正しいのだということを今後とも考えていくかどうか。直すとか、そういう問題じやない。この点についてちょっと聞いておきたい。

○政府委員(小幡治和君) 先ほど申上げました通りでありますて、まあ今これがいいか悪いかということを、私として悪いと言わわけには参りませぬ。ただ、まあ御承知の通り、そういうふうに階級的に分けておりますけれども、上の階級の人の乗るのは非常に少ないのですから、大部分曹の人たちが乗つておるわけでありますので、當時これが同じような時間で乗つておつてそれだけの差額がつくという事だと、その間にいろいろ問題もあるかとも思いますけれども、上の方の人たちはそういう意味においては非常によいわけでありますので、今のところ部内でもそういう問題について云々ということはありませんようでございますし、私としては一応これでいいといひんじやないかといふふうに思つております。

ないといふ意味で非常に少ないと、人數に少ないと、対象となる方が非常にならぬ。今これを悪いとかまた直すとかといふことです。今のいろいろ御議論もありますけれども、われわれとしては一応そういうふうに考えておりますので、今これをお尋ねいたい。ところのことは考えておりません。

○社政信君 関連して、今の議論を開拓して、お尋ねしますと、とんでもないこと改務次官冒頭つております。昔の軍隊と並んで、われましたが、背は太佐でも少尉でも飛んだ時間によって航空加俸といふのがあつた。階級の差じやない。飛んだ時間によつて手当が支給されておつた。それを今はえらい人によけいやつれて、ほんとうに飛んでおる俸給の少ない連中が少なくもらつておるのはどうでもない間違いだ。もとの軍隊にはばらばらに俸給調整といふまかしながらなつておる。俸給の調整額ならなぜ俸給を直していくかぬか。手当をふやして俸給調整といふまかしながらなつておる。とは許されません。軍の本質じやなない。この悪い制度を即時改めなさい。そししなければ、あのパイロットに志願する者は出てきません。わずかの給与でへとへとになっている。そしして家内をもらうというと、家内は毎日、新婚の妻は夫が飛んでおるのを手を合わせて併んでおる。落ちても百万円差があるということは許されません。

昔の軍隊は階級によつて本俸の差はあつたけれども、航空加俸といふものが、飛んだ実際の時間によつて支給され

ておる。この悪法は即時研究なきつてお直しになるべきです。
○説明員(山本明君)　ただいま問題になりました航空手当でございますが、これはたとえは一般職の方を考えてこます場合に、行政一、行二、公安一、二、それから医療職、それぞれ俸給表があるわけでござります。それで自衛官の場合におきましても陸上に勤務する者、航空搭乗の配置にある者、あるいは艦船に乗り組む者、こんないろいろな者が一般職員である者、それに一つ、二ヶ月適用します俸給表を異なるといふ考え方も出て参りますけれども、現在の防衛庁といたしましては、自衛官一本として防衛庁職員の俸給表を定りました。そうしてその職種に応じまして行政一に対しまして公安があり、医療があり、研究職があるような格好好んでござります。全く手当なりあるいは乗り組み手当でござりますが、その格差と申しますか、そういうものの考え方でござります。今申しますのは、辻先生のおっしゃつたような、現実に航空手当なりあるいは乗り組み手当を考えていこうとういうような考え方でござります。これは別に航空作業手当になりますと、これは危険作業手当といふやうなもののが、今乗られましたその同僚に応じて支給していく。あるいはさらに乗った者はどうするかということになりますと、これは別に航空作業手当といふやうなものをお渡しをするというような格好になつております。一般職の場合の航空手当と申しますのは、今申しました航空作業手当に当たるもののが一般職におきます航空手当でございまして、防衛庁の言つております航空手当といいますものは、俸給の調整額として、本来ならば各種のそれぞれの職種に応じた俸給表を作るのを、自衛官一本としてその上に今申し上げました調整額として、本來

○辻政信君 一時間幾ら。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起し

て。

○説明員(山本明君) 一日につきましては五百円、後者につきましては四百円、こういう格好で搭乘したその具体的なものにつきましてはこういう格好の金額を支給する。一般職と同じことにしております。

○辻政信君 これはほんとうに間違つております。どうか一つ白紙に返してもらいたい。もとの軍隊では航空加俸といふものは階級によつて差はなかつた。これではほんとうの精銳なパイロットはできません。特に私が言うのは、俸給が低いのに命がけで飛んでおるあの若い青年たちです。これにはせめて俸給とか手当の面において、その疲れを直すようにならう頭でもつて調整していただきたい。具体的な結論はあとで承ります。

○山本伊三郎君 辻さんの質問のポイントが私運いますので、答弁される方にはどうかいろいろ派生的に僕の聞かんとするところは出てきましたが、この航空手当はいわゆる特殊勤務手当的なものでない。航空関係の自衛隊としての特殊な、要するに表を作るだけでも、それを作ることができただ。先ほどからいろいろ派生的に僕の聞かんとするところは出てきましたが、この航空手当はいわゆる特殊勤務手当的なものでない。航空関係の自衛隊としての特殊な、要するに表を作るのだけれども、それを作ることができただ。こういう趣旨だったと思うのです。これは一般職でもそういうことが言えると思いますけれども、この場合にはそれが当たらない。自衛隊といふにはそれが当たらない。

ものは陸、海、空、現在ありますけれども、そのおのおの自衛隊本来の職務をとめて。といふのは、これは自衛隊も給与表でいい。それがたまたま航空関係に回つて飛行機に乗るという現象によつて、そういう給与というものが発生する。

○説明員(山本明君) 一日につきましては五百円、後者につきましては四百円、こういう格好で搭乘したその具体的なものにつきましてはこういう格好の金額を支給する。一般職と同じことにしております。

○辻政信君 これはほんとうに間違つております。どうか一つ白紙に返してもらいたい。もとの軍隊では航空加俸といふものは階級によつて差はなかつた。これではほんとうの精銳なパイロットはできません。特に私が言うのは、俸給が低いのに命がけで飛んでおるあの若い青年たちです。これにはせめて俸給とか手当の面において、その疲れを直すようにならう頭でもつて調整していただきたい。具体的な結論はあとで承ります。

○山本伊三郎君 辻さんの質問のポイントが私運いますので、答弁される方にはどうかいろいろ派生的に僕の聞かんとするところは出てきましたが、この航空手当はいわゆる特殊勤務手当の問題で人事局長併給するようになつておますが、これは間違いないかどうか。

○山本伊三郎君 これはほんとうに間違つた。

○説明員(山本明君) 航海手当は、こ

に入りしまった場合には、その場合に航海日当としていわゆる実費弁償的

な日当を出す、こういう考え方が出でます。それを自衛隊におきましても、海上自衛官の艦船に乗り組みますものにつきましては、そ

ういう調整額的な性格をもつて乗り組み手当を加え、そしてここに出ております航海手当といふものは日当的な性質のものとしてお渡しをする。これは先ほどの航空手当の場合にも同様な考え方で作つたと、いうのが、現実の給与の姿でござります。

○山本伊三郎君 今私がお尋ねておる

ことだけ答えてもらつたらいいんで

す。何かこう現在のやつがそれでいい

んだといふ非常にあなたは弁明がまし

い。そういうことはあとで私は質問し

ますから、そういうことになつておる

かどうか、なつております、こういふ

答弁でいいです、時間がかかりますか

から……。それじゃ併給しておるとい

ることは間違いないということはよくわ

かりました。

○説明員(山本明君) 航海手当は、こ

は、その糧食あるいは光熱水賃といふものを營外に出たために使わないといふことになりますから、それを返してあります。それは、そのうちの一定

部屋といふものを別に予算に糧食費なり、營舎費なりに計上してあるわけあります。それが、そのうちの一定

部屋といふものを本人の私生活に要する経費といつてしまして、營内に住んでおりますものにつきましては、それがの額が俸給表上からは引いてあるわけであります。これが營外に出ますと、そういうもののについては、營内で申しましたように国の予算に組んである経費といふものの対象部分だけは營外手当として、本来ならば俸給の算定の経費の中には入るべきものでござりますから、それは本人にお渡しますが、こういう格好になつているのであります。

○政府委員(山本幸雄君) つまり純國

費で持ち出すというのではなくて、曹士の俸給の中から差し引いた金額が表示されておるという意味です。国費でいうことには間違いないと思ひます

が、本来なら、本人に渡してから差つ

引くのが筋かもしれないが、それを

あらかじめ差し引いてある、こういう

格好であります。

○山本伊三郎君 なかなかこれを見

たってわからないんですけど、実際に

じゃどれほど差つ引いているのか、俸

給表にそれが載つてゐるのかどうか。

○説明員(山本明君) 現在のとの俸給表があるが、これに載つてゐる以外にそういうものを出しているのかどうか。その点をはつきり聞いておるんですが、その点どうですか。

○説明員(山本明君) 備給を自衛官全

て計算いたします場合には、従来か

ら申しておりますように、一定の算式

をもちまして、公務職の俸給表を基準

にいたしまして、一定の算式を用いて

しておられますように、曹士、いわゆる下士官につきましてはこれはそのまま計算で出てきた数字でござります。た

だ、曹士といふ階級が、先ほど山本先

生のおつしやいました下士官とか、兵

に該当する曹士といふものにつきまし

ては、これは當内居住を原則としてお

りますから、それらの人についても俸

給表上あらかじめ控除して表示してあ

それだけの引いた額を表示されるわけであります。これは當内に住んでおりませんものにつきましては、糧食費として、一定の金額の糧食並びに光熱水賃、あるいは營舎用備品費、維持費、こういうものが別に予算に糧食費なり、營舎費なりに計上してあるわけあります。それが、そのうちの一定

部屋といふものを返してやる、こういう考え方でやつて、国費でやつておつたものをやると、いうことじやなくて、本人の給与の中から引いてあって、當内になつておるのでしょう。

○山本伊三郎君 そうすると、その當

外で居住しておつたものは食費とい

うものが一応國で負担することになつて、當内になつておるのでしょう。

○山本伊三郎君 そうしますと、當内

で居住しておつたものは食費とい

うものが一応國で負担することになつて、當内になつておるのでしょう。

る。それだけの分は予算上は糧食費なりでございまして、それらの生活に要する部分は、その予算でまかなければなりません。それで營會費なりの中で計上してございまして、それらの生活に要する部分は、その予算でまかなければなりません。そういう格好になります。従つて、三回につきましては引いてございません。曹士といふ階級において引いてある、こういうことでございます。

○山本伊三郎君 それは、先ほど曹士に該当する大学の例をとられましたか、引いてあるのか、引いてないのか、二等陸曹に該当しますが、この一万一千四百五十円という、これは何ですか、引いてあるのか、引いてないのか。

○説明員(山本明君) これは幹部候補生の時代は營内で生活をしておりましたから、一応引いた額としての二曹一号相当の俸給を幹候の生徒に与える、こういう格好にいたしております。

○山本伊三郎君 そうすると、あなたたの前に答弁された場合にそれを言つておらない。防衛大学に入った場合も、合一万一千四百五十円、これを加えますと、一万四千円ほどになる。あなたたから私は疑問に感する。やはり防衛大学の幹部候補生も一万四千円という額を間違つかないですか。ちょっともう一度言つたとしておきます。

○説明員(山本明君) 先般の御質問につきましては、俸給月額との比較をなさいましたから、私いたしましては、自衛官の俸給月額には、暫定手当とか、あるいは一応一般職の超勤分といふものに相当するものが計上されておりますから、そういうもののとの、月

類表示した場合の計算をした場合に、そういう格好になるんだと申し上げたわけでございまして、おっしゃるよう二千五百八十五円がプラスしておるのじゃないか、プラスするのが当然じゃないかと、こういう御質問でございますれば、その通りだと思います。

○山本伊三郎君 それはあなた逃げた答弁じゃなくして、率直に言うべきだと思っておるのだと言つて、この食費といふのは給与に入つておる、給与の立て方はこれを一緒に加えていくのがほんとうでしょ。そういう点を私は追及しておる。わかりましたね。

○説明員(山本明君) わかりました。○山本伊三郎君 それじゃこれについて、一千五百八十五円という食費になつておるのでですが、これで、人事院の給与局長もおられますけれども、自衛隊は國の方で二千五百八十五円、これは月だと思ひますが、私は人事院告の食費の単価三千六百六十円でもいけないと思つておる。軍隊の方はどれほど楽な仕事をされておるか知りませんけれども、非常にえらいといふ評判でございますが、一体二千五百八十五円で一人前の男子がどうして見える、これでどうしてやつていいか。自衛隊で購入される食糧については特別な市場から購入されるのか、この点聞いておきたい。

○説明員(山本明君) 先ほども申しましたけれども、營内居住の曹士に対しましては、たとえば食べるごとに五千円といふのは、糧食費といふのであります。私の聞いているのは、旅費で計算した場合におきましては、そちらのところの三回につきましては、たとえば、五百八十五円の端数を削りまして月に計算いたしまして二千五百八十五円四十一銭といふ格好になつておりますが、四十一銭の端数を削りまして二千五百八十五円といふ格好になります。三分の一は

これから營會用備品費といたします。あるいは公用であろうとも、出張旅費とか手当なんかもつておれば、食費まで百七十円計上してございます。あるいは手で補助している、一般公務員の場合には公用であろうとも、出張旅費とかは、三千五百八十五円がプラスしておるのと同じで、給与の面で力にしてござります。こういふように予算は、府舎の維持費として七百六十円計上してございます。こういふように予算に計上してございますものを基準にいに該当する大学の例をとられました

○山本伊三郎君 それはあなた逃げた答弁じゃなくして、率直に言つて、この食費といふのは給与に入つておる、給与の立て方はこれを一緒に加えていくのがほんとうでしょ。そういう点を私は追及しておる。わかりましたね。

○説明員(山本明君) わかりました。○山本伊三郎君 それじゃこれについて、一千五百八十五円といふのは、粮食費といつたしまして、その中には營會用備品費あるいは營會用維持費あるいは電気料、水道料、こういふものを支給しておらぬ。そこでやはり私がたしまして、その三百六十五分の一といふものをして参りますと、一日が百二十七円七十五銭といふ格好になります。今申しました糧食費あるいは營會費といつたしまして、その中には營會用備品費あるいは營會用維持費あるいは電気料、水道料、こういふものを支給しておらぬ。そこでやはり私がたしまして、その三百六十五分の一といふものをして参りますと、一日が百二十七円七十五銭といふ格好になります。

○説明員(山本明君) それじゃこれについて、一千五百八十五円といふのは、粮食費といつたしまして、その中には營會用備品費あるいは營會用維持費あるいは電気料、水道料、こういふものを支給しておらぬ。そこでやはり私がたしまして、その三百六十五分の一といふものをして参りますと、一日が百二十七円七十五銭といふ格好になります。

○説明員(山本明君) それじゃこれについて、一千五百八十五円といふのは、粮食費といつたしまして、その中には營會用備品費あるいは營會用維持費あるいは電気料、水道料、こういふものを支給しておらぬ。そこでやはり私がたしまして、その三百六十五分の一といふものをして参りますと、一日が百二十七円七十五銭といふ格好になります。

○説明員(山本明君) それじゃこれについて、一千五百八十五円といふのは、粮食費といつたしまして、その中には營會用備品費あるいは營會用維持費あるいは電気料、水道料、こういふものを支給しておらぬ。そこでやはり私がたしまして、その三百六十五分の一といふものをして参りますと、一日が百二十七円七十五銭といふ格好になります。

○説明員(山本明君) それじゃこれについて、一千五百八十五円といふのは、粮食費といつたしまして、その中には營會用備品費あるいは營會用維持費あるいは電気料、水道料、こういふものを支給しておらぬ。そこでやはり私がたしまして、その三百六十五分の一といふものをして参りますと、一日が百二十七円七十五銭といふ格好になります。

○説明員(山本明君) それじゃこれについて、一千五百八十五円といふのは、粮食費といつたしまして、その中には營會用備品費あるいは營會用維持費あるいは電気料、水道料、こういふものを支給しておらぬ。そこでやはり私がたしまして、その三百六十五分の一といふものをして参りますと、一日が百二十七円七十五銭といふ格好になります。

域区分の問題にいたしましても、その石炭手当の値上がりに伴う割合の問題にいたしましても、いろいろあると思ひますから、ここで具体的にどうといふことは申し上げられませんが、これは文字通りに受け取つてやりたいと思つております。

○國務大臣(益谷秀次君) 改正案を出しましたのは、不均衡な点、不合理な点があるというのが改正の趣旨なんですね。私は具体的にどういう不合理、不均衡があるかを詳細には存しませんが、私どもも不均衡、不合理だということをたびたび以前から聞いておるのであります。そしてこの法案が成立いたしますれば、衆議院の附帯決議の趣旨に沿うて、人事院もとよりすみやかに調査研究の上勧告案を出されることは思つております。勧告案が出た際には、それはすなおに実行することを政府を代表してお約束を申し上げておく次第であります。

○山本伊三郎君 この問題について私は、まだ自後若干の審議があると思ってますので、本日はそういう政府なり、人事院の各責任者からの答弁を一応聞いて、今後またいろいろとお尋ねしたいと思いますが、きょうはこれでこの問題については一応終わりたいと思います。

そこで再び自衛隊の問題に移るんですが、大事な副總理がきよら忙しいようございますけれども、私が自衛隊関係の給与を尋ねておるのは、大体国の給与というものについて、政府は今書きわめて矛盾したまちまちな態度でやつておる、大体裁判所関係は法務、それから外務省関係は外務、内閣の方では特別職と一般職と防衛庁、しかも内

閣関係の給与法でも相当問題点がある。問題が起るのは、いろいろそれは問題であるけれども、給与といふものが一番人間生活の基本的な問題、生活権の問題である。これを私は政府がきわめて簡単に考えておるんじゃないですかという気持がするんです。先ほどから防衛庁に質問し、副総理もお聞きになつておると思いますが納得できなない。われわれ納得すればもういいんです。私は何も自衛隊の給与が高いといって質問しておるのじゃない、そういうものが正しいかどうか。私は自衛隊の給与でもまだ低いと思っている。なおさら一般職においても先ほど副総理言われたように、今日これでいいと思つておらない。しかし、それが了解できるようにはいたさなければ、一般国民は了解しないと思う。その意味において私は質問しておるので、できれば副総理も時間がありましたら、あとはそうち時間を取らせて貰うので、もう少し私の質問を、答弁はしていただきませんけれども、参考までに聞いていただきたいだけばけつこうだと思います。しかし、大臣でございますから、いろいろと公用もありますから、して御用事があれば退席されてもけつこうでござります、その点一つ御自由に。それじゃ一つ続けます。われわれ先ほどいろいろと人事局長ですか答弁されましたが、実際問題でも矛盾は相当われわれとして発見しておる。しかし、実際問題でやつておる当局の皆さん方は、そういうことを感づかれておらないと思う。現在自衛隊の行動なり、そういうものからもう少しすつきりした給与といふものができるんじやないか、相當私は内部の矛盾があると思う。食費の問題

前に差し引いているから、當外から通じる人に対してはその分だけ返すのだ。返した分には税金がかかるようになつていて。現物給付で、金錢給付といらう問題でありますけれども、金錢給付でかかっていると思う。そういう点でもさきわめて気のつかないところで矛盾がある。しかし、一般公務員にはこういうこと絶対許さないのでよ。これは一般公務員の場合には、国税局もそうですがござりますが、地方団体でもこういふうさんなことは一切許さない。ただ、一般公務員の場合には、國税局もそうしておかないと、防衛問題はほかの方に大きな問題があるから、こういう問題はなんだという考え方おられても、これは相当それ以上に問題が出てくることが私はあると思う。實質を具体的にいたしますけれども、いろいろ内部の事情を聞きましても、差し引いた短期保険の經理なんかどうしている。軍の場合にはほとんど医療關係は軍の隊内でやるのが慣例であります。それがはたしてそういう短期給付、医療給付の經理内容が、どういう工合にうまくそれが調節されてやつているか。いろいろ問題あると思います。これはまた順を追うてお尋ねします。

い。これは特殊な事情を一応抜きにしめて、表だけをそのまま比較してどちらがいいか、いい方をとりなさいといった場合に、どちらがすぐれているか、優位であるかといふ点について、防衛庁はそうでないという否定されるかどうか。本律はこうなっているけれども、こういう点で要するにマイナスがあるのだ。こういうことが言えるかどうか。また総理府の関係で、室長もおられるでいらっしゃっていると思いますので、やはりこれは一緒なんだ、変わりないので、こういう考え方で総理府の給与担当の関係の方がどう思っておられるか、また、人事院の給与局長がここにおられます、人事院として給与全般を調査研究されている立場から、これが何も均衡、均衡と申しますか、これでいいのだ、同じことだ、こういうことを言われるかどうか、三者に一つ順々にお答え願いたい。

う特殊性がある、非常に特殊の公務員であることは間違いないと思います。特別職として相当特殊の公務員である、そういう観点からこういう矛盾が生まれてきたゆえんだらうと考えておられます。

○政府委員(増子正宏君) ただいま御質問の点でござりますが、給与をどうにつきましては、御承知のように、いわゆる職務給といいますか職務の内容、その困難とか、あるいは責任の度合いというようなものを基礎にして給与を考えていくというのが、現在の給与の大体の建前であろうと思っておりますが、しかしそのほかいわゆる生活給的な給与ももちろんあるわけございます。この職務の内容をどのように考えていくかということにつきましても、これはいろいろな考え方があろうかと思います。一般職につきましても、それぞれ先ほど来御質問に関連してございましたように、いわゆる俸給の水準差といいますか、そういう意味での職種に応じた俸給というものが定められておるわけでございますが、特別職につきましても、同じような問題があるわけございまして、いわゆる自衛隊員等につきましても、その職務をどのように評価し、あるいは給与の面でどのようにそれに対応するかといふような点で御意見のような問題があろうかと思つております。私どもいたしましては、現在の給与、特に一般職の給与といふものを見ましても、これで必ずしも完全無欠だといふには考えられないわけでございます。特別職の給与につきましても、同じような問題があらうかと思つております。これら

の問題は、人事院におきましても、一般職につきましては鋭意検討を進められておられるわけであります。政府においておられることは、それらの研究に応じまして一般的に給与の改善はしなければならないというふうに考えておるわけでございます。

るべくわれわれの意見を申し上げる機会を得たい。このように考えます。

○山本伊三郎君 もう一べん具体的にちょっととただしておきたいのですが、先日の委員会で、公安廳を基準に格づけしておるという話であったのです。が、三尉が現行法で一万六千三百二十

○政府委員(清水忠男君)　自衛隊の問題でござりまするが、もちろん特別別題でありまする自衛隊の職員の給与の問題は、一般職の公務員の給与と非常に関係が深いと思いますが、たゞ給手の問題は非常にむずかしいでございましてして、一般職の範囲だけにおきましては、現在それでは給与水準の問題あるい

四号律でござります。
○山本伊三郎君　幾らになります。
○説明員(山本明君)　一万四千四百七
円と申す所を申したが、これをおさむる
公安隊はどれに当たるか、これをおさむる
ちよつと先にお伺いしておきたい。
○説明員(山本明君)　公安の五等給

は体系の問題、すべて理想的にいつており
おるかというと、なかなかいつており
ません。で、われわれは力も足りません
が、まず一般職の範囲内において給与体系
水準を適正にして、また給与体系
の問題も、これを合理的にいいものに
していきたいという努力をしておるわ
けでございます。われわれの希望とい

○山本伊三郎君 この場合、相当差があるのですが、その差のあるといふ考え方はどういうことですか。一万六千三百二十円と一万四千……。

たしますれば、もちろん裁判官でありますとか、検察官でありますとか、現在別の法律によって給与がきまつております国家公務員、あるいは地方の職員、あるいは三公社五現業、こういうところとも十分バランスはとりたいといふ意味はございますが、なかなか手の届

に加算をいたしまして、さらになお申す
一三・八を掛け、その中から医療費と
しての二・四%分を差し引きまして、今
申しました一万六千三百二十円といふ
数字が出て参ったわけでござります。
○山本伊三郎君 ちょっと聞き漏らし
ましたが、暫定手当、これは平均幾ら
ですか。

かぬところが非常に多い次第でござります。われわれの現在の力をもあまつて、すべての点につきまして十分研究をするといふところまでいっておりませんので、自衛隊の実情等も十分よく知らないでござりまするし、なかなか的確に判断しがたい面もあるのでございます。今後十分勉強しまして、な

○説明員(山本明君) 基準俸給月額は一万四千四百七十四円、それに対しまして、平均暫定手当の相当分が六百四十五円、それを足しましたものに対しても一・二三八、すなわち一三・八を掛けて、ましたものが一万七千二百一円になります。それから医療費を控除いたしまして、一万六千七百八十八円と出たわけ

地數といらうのをまず握つたわけであります。全国的に定数をそれぞれの部隊に配置してそれぞれの階級別に配置しております。それぞれの階級に応じた級地、甲のところは四級地で五人いる、あるいは乙のところは一級地で三人しかおらない、そういうよくなきのを全部寄せ集めましてその平均値を

一般の給与との間に水準差と申しますが、競争を設けるという趣旨から、警備隊発足の当初におきまして一八八%というものをかけてございます。それをおひまで踏襲して参つたところを今日までござります。

○山本伊三郎君 それじゃそりやう、競争をしてきたということでありま

本俸に入れるということに対してかえ方は、私はそういうするい考え方をやつたとは言いませんよ。これはもう夏季手当、年末手当に回ってくまですよ。一般職はそういうことはできないのです。しかも、一般職のもの正規にやつたやつでも大蔵省からそれが十分じゃないから棄権しておる。

出ましたけれど、この給手改訂を行なった際に、若干、四百円くらいの差でございますが、その端数的なものは切り捨ててしまつた。それで、それ以上の幹部については、従来の俸給額をそのまま維持して、給手改訂は行なわない。こういう恰好にいたしておられます。

○山本伊三郎君 六百四十五円の金額は、その基礎は暫定手当の、公安職の暫定手当、これは一般職と大体一緒の暫定手当ですが、どういう基準で六百四十五円が出たのですか。

○説明員(山本明君) 自衛官の階級別に三十四年度の当初の配置定員、これはその当時は四級地でございましたし、三、二、一というような級地区分に応じまして定員をそれぞれの級地数にかけまして平均をいたしますと一定の平均級地数が出て参ります。それは従来の級地数でござりますと、一・九二何がございまして新しい級地数でござりますと、〇・〇九、一級地までいかない、そういう級

いておきますが、これに対しまして「一三八ですかそれをかける理由は根拠はどこにありますか。」
○説明員(山本明君) これは先般来
らも申しておりますように、自衛隊
勤務の中に一般職におきまする正規
勤務時間、たとえば八時から五時まで
という勤務時間のはかに、一般のい
ゆる正規の勤務時間外にそれぞれ隊
には勤務を命ぜられる、その命ぜら
たことがすなわち勤務時間である。
なわち考え方を超勤務という観念
なくして参りたい、超過勤務手当はよ
さない、おれは超過勤務手当を一時
しかもらわないのだから一時間しか
かない、二時間なら当然二時間分よ
せ、こういったような考え方はした
ないということで、勤務の実態がそ
ような常時の勤務態勢でござります
係もございまして、そういう考え方
今申しました超過勤務手当は支給し
い、と同時に量的問題のみならず質
問題におきましても、自衛官の給与

とったことは、自衛官が任地が変わる
ことによつて暫定手当をお互いに平等
に受けようじゃないかという考え方か
ら参りまして、今申しましたような事
をかけまして暫定手当の平均の手当額
といふものを算定した。こういう格好
になつております。

が、これで大体私は自衛隊の給与の
貌が明らかになつてきたと思います。
理屈はみなつけておられます。し
し、私は暫定手当または超過勤務
当、そういうものを本俸に入れると
うことはきわめて合理性がない。こ
う一般職であつたなら重要な問題なく

いうのが一般職にはたくさんある。国会にもある、これはここに国会の職員もたくさんおられます、自分でもわかつておられると思う。そういうのは大体一・二三入ならば二十時間程度お出しになるのじゃないかと思う、これは目算ですが、そういうもうをならしてやるのだと言われるならば、これは今のいわゆる自衛隊、特に問題になるのは兵と称せられた方がが問題になると思う。そういうことでずっと訓練をされていると、日本の自衛隊の運営の基礎が私は非常に問題になると思う。私はきょうはそこまで論及しないけれども、給与の問題でこれをやられることは、近代的な労働法規がこれを許しませんよ。そういうことを自衛隊であるから、人事院の関係はないからといつてのめのめとやっておられる。これは手当の場合でも、これは六百四十五円、ずっとと説明されましたが、これには問題があると思う。しかし、これは私資料を持つてないからこそ言いませんけれども、一般職の場合ゼロ地と現在三級地になつておりますが、この間からこれは相当国会でも問題になつておる。自衛隊なるがために、そんなものは早くから全部平均して入れてしまつておるといふことでござりますけれども、これにも問題があります。そういうことでわれわれとしては入れてしまつておるといふことでござりますけれども、これにも問題がある。そういうことでわれわれとしては入れてしまつておるといふことでござりますが、しかしながら、給与体系と申すものは、これは他の職員と

いと思うのですが、自衛隊の給与についてはまだ相当問題がある。従つてきよらは大臣は来ておりませんが、給与課長来ておられると思ひますが、これは大蔵省は予算を、今のは兵と称せられた方がが問題になると思ひます。そういうものに対してやるのだと言われるならば、これは自衛隊なるがために、こんなものはござつていいんだということで、自衛隊の給与については大蔵省は無審査で通しているのか、この一点を大蔵省の関係に聞いてみたい。

○政府委員(船後正道君)

先ほども防

衛省当局また人事院の方から御説明がございましたように、職員の給与は

これは一般職といわず、特別職と言わ

ず、いずれもその職務と責任に基づいてこれをなすのは当然でございまし

て、大蔵省といたしましても、このよ

うな観点から国家公務員全般の給与の

均衡という点については常に配慮しておる次第でござります。ところが、これを具体化することにあたりましては、それぞれの給与体系に反映させるわけでございますが、現行の給与体系

おる次第でござります。ところが、これが具体的な労働法規がこれを許しませんよ。そういうことを自衛隊であるから、人事院の関係はないからといつておられる。これは手当の場合でも、これは六百四十五円、ずっとと説明されましたが、これには問題があると思う。しかし、これは私資料を持つてないからこそ言いませんけれども、一般職の場合ゼロ地と現在三級地になつておりますが、この間からこれは相当国会でも問題になつておる。自衛隊なるがために、そんなものは早くから全部平均して入れてしまつておるといふことでござりますけれども、これにも問題があります。そういうことでわれわれとしては入れてしまつておるといふことでござりますが、しかしながら、給与体系と申すものは、これは他の職員と

いと思うのですが、自衛隊の給与についてはまだ相当問題がある。従つてきよらは大臣は来ておりませんが、給与課長来ておられると思ひますが、これは大蔵省は予算を、今のは兵と称せられた方がが問題になると思ひます。そういうものに対してやるのだと言われるならば、これは自衛隊なるがために、こんなものはござつていいんだということで、自衛隊の給与については大蔵省は無審査で通しているのか、この一点を大蔵省の関係に聞いてみたい。

○山本伊三郎君

大蔵当局にこれ以上

追及しても……また機会を改めます

が、私はそういう現在のこれがどうこ

ういうのじゃないのです。大蔵省

は、主計局長の代理がおられます、まことにあります。中には人事院の特別の承認を得まして五十二時間制をとつておる

ところのあるわけでございまして、かのように考へておられます。

らわからないといふ状態なんです。今あなたが例を引かれた、これはおそらく裁判所関係の調整額が今度つくといふことの問題かもしれないが、そういう場合はわれわれは反対しております。勤務時間は延長することは反対しております。ありますけれども、自衛隊のこれはそれじゃ資料を求めますけれども、今後自衛隊の運営上相当問題になるから、この給与の関係ではないが、一体自衛隊は勤務外を、週で、あるいは一年でどのくらいやるかという統計資料を私は要求する。実際演習を、あればけのものを継続して、しかも普通の時間よりも二十時間も延長してやるといふことになれば、自衛隊自身の体力が問題になりますよ。私は冒頭に言つたように、そういうものでなく、自衛隊といふものは特殊な勤務に属する、いわゆる何かの目標目当てにやつておるのだから、精神的にもいろいろあるから、一般公務員よりもこれだけ高くするのだといふ論理であるならば、これははある程度自衛隊の実態をもう少し調査した上で論理を発展させるが、そりでなくて、公安職と均衡をとるのだと書いているから、そこから論理が發展して、それを大蔵省は認めておるならば私はそれは大きい問題である。公安職にも自衛隊にひとしい職務の人がありますが、それは大蔵省は認めないのです。超過勤務は、こういうものは予定したものではない、それを一つのものを認めて本俸に出すといふことは、給与の原理と申しますか、そういうものを没却されてしまう。実態がそうであれば、実態に沿う給与の立て方があると思うのですが、大蔵省が、超過勤務をやるかやら

あなたが例を引かれた、これはおそらく裁判所関係の調整額が今度つくといふことの問題かもしれないが、そういう場合はわれわれは反対しております。勤務時間は延長することは反対しております。ありますけれども、自衛隊のこれはそれじゃ資料を求めますけれども、今後自衛隊の運営上相当問題になるから、この給与の関係ではないが、一体自衛隊は勤務外を、週で、あるいは一年でどのくらいやるかという統計資料を私は要求する。実際演習を、あればけのものを継続して、しかも普通の時間よりも二十時間も延長してやるといふことになれば、自衛隊自身の体力が問題になりますよ。私は冒頭に言つたように、そういうものでなく、自衛隊といふものは特殊な勤務に属する、いわゆる何かの目標目当てにやつておるのだから、精神的にもいろいろあるから、一般公務員よりもこれだけ高くするのだといふ論理であるならば、これははある程度自衛隊の実態をもう少し調査した上で論理を発展させるが、そりでなくて、公安職と均衡をとるのだと書いているから、そこから論理が發展して、それを大蔵省は認めておるならば私はそれは大きい問題である。公安職にも自衛隊にひとしい職務の人がありますが、それは大蔵省は認めないのです。超過勤務は、こういうものは予定したものではない、それを一つのものを認めて本俸に出すといふことは、給与の原理と申しますか、そういうものを没却されてしまう。実態がそうであれば、実態に沿う給与の立て方があると思うのですが、大蔵省が、超過勤務をやるかやら

もこれはやむを得ないのだといふ考え方で答弁されたということを、大蔵省当局の見解として聞いていいかといふことです。

○政府委員(船後正道君) 先ほど申し上げましたのは、防衛庁につきまして、超過勤務を月平均二十時間いたしまして、從つて一三・八%の割増しますから、従つて一三・八%の割増をしておるという意味ではございません。防衛庁につきましては、やはりその勤務の特殊性からいって、正規の勤務時間に対して超過の勤務があるのだといふような勤務様態ではないといふことを申し上げたわけでございます。もちろん、職員の正規の勤務時間がきまっておりませんれば、その勤務時間内に対して正規の給与が支払われ、それが超過勤務として支払われる、これは認めています。しかしながら、私先ほどちょっとよけいなことをこころの間に対しましては超過勤務が、これまで言つたように思ひでござりますが、現在一般職の給与の中に俸給の調整額の規定がございまして、この俸給の調整額を考慮すべきものの条件といつたら、われわれとしては超過勤務をこころの間に渡すべきであつて、最初から予定したものを本俸に入れるとは間違いであるといふ考え方でござります。予定した人に渡すべきであつて、最初から予定した人の本俸に入れるとは間違いであるといふ考え方でござります。防衛

上、俸給の調整額の支給を受けておりました例がござります。

○山本伊三郎君 僕はそういう回りくどいことを聞いてるんじやないのでありますよ。一応防衛庁では一、一三八です。これは超過勤務というような要素が入っている、そなかけていると答弁がありました。速記録を見てもわかるところを申します。防衛庁の場合にはこれが超勤務的な要素が本俸に入つてもそれは認めて、給与としては間違いないのだ、こうしたことだけを聞いたらそれでいいのであって、超過勤務といつたら、われわれとしては超過勤務をこころの間に渡すべきであつて、最初から予定した人の本俸に入れるとは間違いであるといふ考え方でござります。防衛

を五十時間といったしておりました関係で、超過勤務手当といふものは支給できません。もこれはやむを得ないのだといふ考え方で答弁されたということを、大蔵省当局の見解として聞いていいかといふことです。

○山本伊三郎君 僕はそういう回りくどいことを聞いてるんじやないのでありますよ。一応防衛庁では一、一三八です。これは超過勤務というような要素が入っている、そなかけていると答弁がありました。速記録を見てもわかるところを申します。防衛庁の場合にはこれが超勤務的な要素が本俸に入つてもそれは認めて、給与としては間違いないのだ、こうしたことだけを聞いたらそれでいいのであって、超過勤務といつたら、われわれとしては超過勤務をこころの間に渡すべきであつて、最初から予定した人の本俸に入れるとは間違いであるといふ考え方でござります。防衛

を五十時間といったしておりました関係で、超過勤務手当といふものは支給で

きません。しかばこの是正をいかに給付において反映させるかといったようことがあります。防衛庁の場合はこのようないわゆる勤務手当として取り入れるといふことをご存じます。防衛庁の場合はこのようないわゆる勤務手当として取り入れるといふことをご存じます。防衛庁の場合はこのようないわゆる勤務手当として取り入れるといふことをご存じます。防衛

を五十時間といったしておりました関係で、超過勤務手当といふものは支給できません。もこれはやむを得ないのだといふ考え方で答弁されたということを、大蔵省当局の見解として聞いていいかといふことです。

○山本伊三郎君 それでは防衛庁、どちらにも聞きますが、そういう基礎で、問題は一、一三八をかけたとか、そういう問題をもう少し追及しなくてはなりません。防衛

を五十時間といったしておりました関係で、超過勤務手当といふものは支給できません。もこれはやむを得ないのだといふ考え方で答弁されたということを、大蔵省当局の見解として聞いていいかといふことです。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、四案に対する質疑は、本日

五時三十分解散

午後四時二十三分解散

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、自治府設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十八日)

一、國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三十一日)

一、外務省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十九日)

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、傷病者の増加恩給等は正に關する請願(第二七三五号)(第二七三八号)

一、軍人恩給の加算制復元に関する 請願(第二八一九号)	一、公務員の給与引上げ等に関する請 願(第二八二〇号)
一、公務員の給与引上げ等に関する請 願(第二八二〇号)	一、公務員の給与引上げ等に関する請 願(第二八二〇号)

第二七三五号 昭和三十五年四月二 十七日受理 傷病者の増加恩給等是正に 関する請	第二八一八号 昭和三十五年四月三 十日受理 軍人恩給の加算制復元に 関する請願
請願者 島根県松江市上乃木町 紹介議員 佐野 廣君 中島清	請願者 福島県伊達郡飯野町議 会議長 関直佐 紹介議員 石原幹市郎君

現行恩給法中、傷病恩給に關しては、 他の恩給に比し大きな不均衡のまま放 置されており、特に等差、裁定基準の 根本的は正が行なわれていないばかり でなく、年額、間差及び家族加給等に ついて、第二十八回及び第二十九回國 会では付帯決議が付されているよう に、未解決な問題点が残されているか ら、(一)第一項症の増加恩給の年額を 二十万一千円とすること、(二)裁定基 準を是正するため、恩給法別表第一号 表の二及び三を改正すること、(三)間 差を旧法の間差に是正すること、(四) 家族加給は一人四千八百円を現在員に 支給し、傷病年金受給者に對して文官 と同様家族加給を支給すること等の是 正を國られたいとの請願。	昭和二十八年旧軍人等の恩給権が復活 され、その後政府においても種々研究 を重ねられ、改正が行われているので あるが、加算制が認められていないこ とはまことに遺憾である。普通恩給を 受ける権利はその資格をもつ者に対し 平等であるべきである。しかるに終戦 前に帰還し、又は以前から恩給を支給 されていた既裁定者には加算制を認 め、終戦後帰還した者にはこれを認め ないということはまことに不合理、不 公平な処遇であるから、恩給法を改正 してすみやかに加算制を復活せられた いとの請願。
第二八一九号 昭和三十五年四月三 十日受理 公務員の給与引上げに 關する請願	第二八一九号 昭和三十五年四月三 十日受理 公務員の給与引上げに 關する請願

請願者 千葉県佐倉市宮小路一 八七 稲葉操外四名 紹介議員 江田 三郎君	請願者 神戸市生田区中山手通 二ノ一三兵庫県傷痍 軍人会内 藤井八郎 紹介議員 天埜 良吉君
公務員の賃金は、民間会社と比べて相 当大きな格差があり、また、昨年から 新聞、ガス、地下鉄等の値上げが行な われたため、その生活はますます苦し くなる一方であるから、すみやかに国 家公務員の基本賃金を大幅に引き上げ るよう審議せられたいとの請願。	(所掌事務)

第一条 同和問題の解決に資するた め、総理府に、附屬機関として、 (目的及び設置)	二、専門委員は、学識経験のある者 又は関係行政機関の職員のうちか ら、内閣総理大臣が任命する。
第五条 審議会に、専門の事項を調 査審議させるため、専門委員十人 以内を置くことができる。	三、専門委員は、当該専門の事項に 關する調査審議が終了したとき は、解任されるものとする。
(委任規定)	四、専門委員は、非常勤とする。 (幹事)
第九条 この法律に定めるものほ か、審議会に關し必要な事項は、 政令で定める。	五六六条 審議会に、幹事二十人以内 を置く。 第六条 審議会に、幹事二十人以内 を置く。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のようないくに加える。

同和対策審議会設置法（昭和三十五年法律第二百二十七号）	の規定によりその権限に属する事項を
行なめられたこと。	行なめられた事項を

(この法律の失效)

3 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

昭和三十五年五月二十三日印刷

昭和三十五年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局